

大分県報

平成二十九年
号外（四四）
四月一日

（土曜日）

目次

規 則

- 大分県職場適応訓練委託規則の一部改正……………
- 大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………
- 大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部改正……………

○規 則

大分県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月一日

大分県規則第三十八号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

大分県職場適応訓練委託規則（昭和三十九年大分県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項の」の下に「一般の」を加え、同項ただし書を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、一般の職場適応訓練が行われた日が十六日に満たない月及び一般の職場適応訓練が月の途中で開始し、又は修了し、若しくは解除した日の属する月については、一月を二十一日として日割りにより計算して得た額とする。ただし、これにより算定された額が前項の月額を超えるときは、当該月額とする。

第十一条中「大分県職業訓練手当支給規則」を「大分県職業訓練手当支給規則」に改める。

第十三条第一項第三号中「第二十条」を「第二十二條」に、「第二十四條第三項」を「第

平成二十九年四月一日

大分県報号外（規則）

一

二十六条第三項」に改め、同項第四号中「第四条又は」を「第四条第一項、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）第三条の二、」に、「第十六条」を「第十六条第一項若しくは第二項、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和五十六年労働省令第三十八号）第一条又は雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第三条第一項若しくは第四条第一項」に改め、「失効したとき」の下に「又は公共職業安定所長が当該職場適応訓練の受講の指示を取り消し、若しくは変更したとき」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月一日

大分県規則第三十九号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第四項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第一項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第十五条に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十号

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県県立学校の授業料等徴収規則（昭和三十四年大分県規則第二十六号）の一部を次の

平成二十九年四月一日

大分県報号外（規則）

ように改正する。

第九条の二中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。